

墨田区福祉作業所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第4条 作業所は、次の事業を行う。</p> <p> 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。</p> <p> 〔略〕</p> <p>（利用対象者）</p> <p>第7条 就労継続支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p> 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第15項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p> ・ 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p> 法第5条第16項に規定する就労継続支援に関すること（以下「就労継続支援事業」という。）。</p> <p> 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p> 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（法第5条第16項に規定する就労継続支援に係るものに限る。）の交付を受けた者</p> <p> ・ 〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。